

## 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 令和8年度沖縄市保育士試験受験者支援事業業務委託
- 2 契約金額 金〇〇〇〇〇円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 金〇〇〇円也
- 3 契約保証金 免除
- 4 契約期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日

上記の委託について、委託者 沖縄市長 花城 大輔を甲とし、受託者〇〇代表取締役△△を乙とし、次の各条項により委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （委託の内容）

- 第1条 乙は甲の指示に従い甲が別途提供する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて委託業務を行うものとする。
- 2 前項の業務成果の著作権は甲に所属するものとし、甲の都合によりこの内容を変更することができるものとする。

### （権利義務の譲渡等）

- 第2条 乙は本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、書面により甲の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

### （再委託の禁止）

- 第3条 乙は委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

### （委託業務の調査等）

- 第4条 甲は必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

### （業務内容の変更）

- 第5条 甲は必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において契約金額（以下「委託料」という。）又は契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

### （履行遅滞の場合における損害金）

- 第6条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に委託業務を完成することが

できない場合において、契約期限後に完成の見込みがあるときは、甲は委託業務を継続せしめ、完成後乙から損害金を徴収する。

- 2 前項の損害金は、委託料につき、遅延日数に応じ、沖縄市契約規則第69条第1項の率を乗じて計算した額とする。

#### (検査及び引渡し)

第7条 乙は、第1条の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対し業務完了報告とともに仕様書に定めた成果品一式を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

#### (委託料の支払い)

第8条 乙は前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に別途乙が指定した銀行口座に振込む方法にて支払わなければならない。なお、振込手数料は甲の負担とする。

#### (契約の解除)

第9条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告の手続きを要せず本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なくして契約期日を経過しても委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により契約期限までに委託業務を履行せず、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき
- (3) その他、本契約条項に違反し、相当な期限を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正処置がされなかったとき
- (4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 甲の都合により本契約を解除する必要が生じたとき

2 前項第5号の理由によって甲が本契約を解除したときは、甲は当該解除した日までに進捗した乙の業務に相当する委託料を乙に支払うものとする。この場合において、委託料の額は甲、乙協議して定めるものとする。

#### (損害賠償)

第10条 甲が、乙の責に帰すべき理由によって損害を受けたため、乙に賠償を求めたときは、乙は甲の指定する日までにこれを賠償するものとする。ただし、乙の損害賠償の内容については、甲、乙協議して定めるものとする。

#### (秘密情報の保持)

第11条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密情報を他人にもらしてはならない。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

#### (情報セキュリティポリシー)

第13条 乙は沖縄市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(特約事項)

第14条 委託業務の個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」に従うものとする。

(契約規則の適用)

第15条 本契約に定めのない事項については、沖縄市契約規則によるものとする。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

本契約の証として本書2通を作り当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄市長 花城大輔

乙 住 所  
商 号  
氏 名

(別紙)

## 個人情報の取扱いを定める特約

本契約第14条の特約事項については、次のとおりとする。

(個人情報の保護)

- 第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び甲が定める個人情報の保護に関する規定等の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じ、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 2 乙及び乙の管理のもとにあつて本契約の当該事務の処理に従事する者は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了又は解除された後においても同様とする。
  - 3 本契約による業務を処理するため、個人情報の収集を必要とするときは、業務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で適正かつ公正な手段により行わなければならない。
  - 4 乙は、個人情報を収集する本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、個人情報保護法第62条各号に該当する場合は、その限りではない。
  - 5 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがある方法により個人情報を利用してはならない。
  - 6 乙は本契約の業務を処理するため甲から提供されたデータ（以下「データ」という。）を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
  - 7 乙は甲の承諾なくしてデータを複製又は複製してはならない。
  - 8 乙は個人情報への不正アクセス又は個人情報の紛失、滅失、破壊、改ざん、漏えい等を防止し、個人情報へのアクセス権限を付与した者以外の者が参照、入力、出力、複製、複製、編集等の利用ができないよう対策を講じなければならない。
  - 9 乙は、本契約が終了又は解除された場合や甲が指示した場合は、甲から提供を受け又は自ら収集若しくは作成や複製し保有する個人情報が記録された媒体を直ちに再生又は読み取り不可能な措置を講じた上で廃棄又は消去し、その旨を甲に書面で報告しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその限りではない。
  - 10 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正利用その他の個人情報の安全な確保に係る事態が生じたとき又はその可能性を検知したときは、速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、乙は、甲の指示に従い、速や

かに事態の調査、被害の拡大等を防止する措置等を行わなければならない。

- 1 1 本契約の違反により発生した経費又は第三者等に及ぼした損害は、乙が負担するものとする。
- 1 2 乙は、本契約の履行に関し、個人情報の取扱いを管理監督する業務責任者を定め、業務責任者は、個人情報を取り扱う担当者を選任し、個人情報の適正取扱い及び機密保持義務が確保されるよう当該担当者に対し、必要な教育及び指導・監督を行うものとする。
- 1 3 乙は、本契約の履行に関して、個人情報の保護を徹底するため、前項において選任した個人情報を取り扱う担当者から、個人情報の取扱いに関する誓約書等を徴収するものとする。
- 1 4 乙は、甲から個人情報を受領した場合、個人情報の受領書を甲に提出すること。
- 1 5 甲は、本契約の履行に関する乙の個人情報の利用及び管理状況等について、随時、乙に報告を求めることができるものとする。また、必要に応じて乙の事務所等に立入検査を行うことができるものとする。その結果、個人情報の取扱いが不相当と認める場合には、是正を求めることができる。
- 1 6 乙は、本契約による業務を処理するために甲から提供を受け又は自ら収集若しくは作成や複写し保有する個人情報に関して、甲に対し、個人情報保護法に基づく開示請求、訂正請求、利用停止請求がなされた場合は、その該当する個人情報を甲へ提出し、又当該請求に関する処理に協力しなければならない。
- 1 7 乙は甲が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行ない、第三者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。